

至急

日薬業発第401号
平成29年2月16日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会

副会長 乾 英夫 (生涯学習担当)

副会長 森 昌平 (医療保険担当)

日本薬剤師研修センターにおける研修認定薬剤師の認定証発行について
(情報提供)

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、調剤報酬に係る施設基準として位置付けられている「かかりつけ薬剤師指導料」および「かかりつけ薬剤師包括管理料」の届出については、研修認定を取得している薬剤師の配置が要件の1つとして設けられています。当該点数に係る届出を行っている保険薬局のうち、研修認定を取得していることを確認できる文書を未提出の施設は、経過措置期限である平成29年3月31日までに地方厚生局へ当該資料を提出する必要があります。

日本薬剤師研修センター（以下、「センター」）における研修認定薬剤師の認定証発行の手続きは、都道府県薬剤師研修協議会（以下、「協議会」）を経由してセンターへ申請することが基本とされています。センターにおいては、協議会から申請書が到着してから認定証の送付までの期間について従来2カ月程度としていたところ、申請数が例年規模を極めて大幅に上回っているため、協議会および申請者に対し、2～3カ月程度要する状況であることが示されていきました（別添）。

このような状況を踏まえ、これまで厚生労働省およびセンターと協議を行っていたところ、次の内容について確認することができました。

- ① 地方厚生局への届出においては、研修認定制度実施機関から発行された認定証のほか、認定が確定された旨が確認できる「葉書など」でも差し支えないものとしたこと。
- ② センターから認定が確定した旨を知らせる葉書は、センターに申請書が到着してから2カ月以内に送付完了する見込みであり、平成29年1月中にセンターへ届いた申請分は同3月中に申請者へ葉書が届く見込みであること*。

以上の対応により、地方厚生局への書類提出に係る所要期間については、従前と同様の期間が確保されることとなります。取り急ぎ情報提供いたしますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

※ 日本薬剤師会 JPALS 利用者の「研修認定薬剤師」取得申請については、すでにご案内の申請期限内（平成29年2月15日まで）の受付分は平成29年3月中にセンターから認定証が届く予定です（葉書による事前のお知らせはありません）。

別添 研修認定薬剤師の認定証発行について（平成28年12月1日、日本薬剤師研修センター）

平成 28 年 12 月 1 日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

研修認定薬剤師の認定証発行について

研修認定薬剤師については、現在、非常に多くご申請を頂戴しており、研修協議会を通じてご申請が当センターに届いた後、認定証をお届けするまでに2ヶ月～3ヶ月程度、お時間を頂戴しております。申請が今以上増えた場合は、さらにお時間をいただくこととなりますので、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご了承下さい（研修協議会を経由せず、当センターに直接届いたご申請については、さらにお時間をいただくこととなります）。

また、認定証をお送りする1ヶ月ほど前に、ハガキにて認定が確定した旨をお知らせします。

また、今後、研修認定薬剤師制度に関するお問い合わせは、メール（jpec@jpec.or.jp）にてお願いいたします。ただし、ご自身の認定申請の受付状況の確認などはご遠慮下さい。

なお、期間延長についての対応については[こちら](#)でご確認下さい。

多くの方をできるだけ早く認定するための対応策ですので、何卒ご理解下さい。